

常陸太田市整備方針図（日立都市計画区域）

整備予定道路として市道0139号線の記載が有ります。

この予定道路について都市計画法18条の2による公聴会の開催をお願いします。

平成2年大規模開発の許可おける。当然許可が下りる前に事前協議の打合せが有り、市の意見書が提出され設計に反映されます。平成4年8月頃第1期の販売が行われました。その時に日立ライフが購入者に交付しました重要事項の説明書には、幹線道路の記述は有りません。同時に交付を受けたパンフレットの中にも県道日立笠間線（市道0139号線）の記述はありません。又、建築協定書の中にも県道日立笠間線（市道0139号線）の記述はありません。平成7年7月に常陸太田市長渡辺龍一の名前で、団地内に日立・笠間線を建設する陳情書が県当局に提出され、常陸太田工事事務所の管内図に記載されました。その後、団地の反対で計画は頓挫しました。何故計画が中止に追い込まれたのか？中止に追い込まれた理由が有りますのに、それを検証しないで計画を進めるのか？県の道路建設課は、当然その理由が判っております。県顧問弁護士、県知事、0000等から当時の状況が漏れて来ております。今回建設工事を推進するに当って、団地のアンケート調査を提出しても、これを無視し、これは、住民の意志を無視し建設行政の進め方に問題が有ります。

（アンケートは反対72%賛成13%棄権15%の結果です）この結果を無視したから改めて、自治会が市に再調査を提案し、強く迫った所、警察を呼び入れたのです。これに拠って信頼関係は破滅したのです。平成31年1月トンネル入口付近の用地買収。団地はトンネル建設を反対しませんが、団地内に道路を入れるのを反対しております。団地に入る道路は時間の短縮で2分50秒ですが建設費が40億円掛かります。無駄な工事費です。宅地建物取引35条違反とは、日立ライフが、住民に不動産を販売した後、茨城県が道路を計画し、それに、それに呼応して日立ライフが後から道路用地を提供して、計画が出来上がったのですが、住民の反対と、当初に説明した図面と、後から入れた道路の図面が不一致で、これが、35条違反と成り、計画は中止に成りました。

又、約20年前の失敗を検証しないで、ただ強引に計画を遂行しようとした事です。日立ライフの宅地建物取引35条違反は明白です。時効は10年で、最後の竣功検査は、平成25年です。業法35条の重要事項説明書は、不動産取引の最重要ポイントです。

市役所都市計画課から河川協議、道路協議の意見書が上級官庁に提出されておりますので、その控えを閲覧すれば事の経緯が判ります。

開発許可（平成2年）から第1期最初の分譲（平成4年）そして陳情書（平成7年）なんで、この様な計画が無理して通ったのか？市の対応は適切だったのか？団地の住民からこれに関し、道路建設の要望書を出していません。住民による街造りでは有りません。